

青森県報

第三千二百一十一号

平成二十二年
三月十五日
(月曜日)

目次

告示

障害福祉サービス事業者の指定
 都市計画事業の認可
 …… (障害福祉課) …… 一
 …… (都市計画課) …… 一

公告

大規模小売店舗の新設に関する届出
 大規模小売店舗の変更の届出
 右 同 …… (経営支援課) …… 二
 右 同 …… (同) …… 三
 右 同 …… (同) …… 五
 右 同 …… (同) …… 七
 正 誤 …… (建築住宅課) …… 八
 平成二十二年三月三日定例公告中 …… 八

告 示

青森県告示第百六十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十二年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指定年月日
株式会社ニチイ学館	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	居宅介護	青森市松森三丁目一七の三階	平成三・三一
株式会社ニチイ学館	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	重度訪問介護	青森市松森三丁目一七の三階	平成三・三一
社会福祉法人シオン福祉会	社会福祉法人シオン福祉会	青森市大字駒込字深沢五一四	就労継続支援B型	青森市大字駒込字深沢五一四	〃

青森県告示第百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、青森都市計画公園事業を平成二十二年三月八日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画公園事業（二・二・五十九号石江西公園）

三 事業施行期間

平成二十二年三月十五日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

青森県青森市大字石江字高間地内

2 使用の部分

なし

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ホームセンターかんぶん五戸店
三戸郡五戸町字下モ沢向二一の二七
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社菅文
岩手県二戸市堀野字長地七五の四
代表取締役 菅 陽悦
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社菅文
岩手県二戸市堀野字長地七五の四
代表取締役 菅 陽悦
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十二年十一月三日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二、〇〇六平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
 - 八二台（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
 - 一〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

一〇五平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一・八立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後八時三十分

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前九時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十二年三月二日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び五戸町役場

2 期間

平成二十二年三月十五日から同年七月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、五戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十二年七月十五日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

（一）意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

- (一) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (二) 意見及びその理由
- (三) 言語

4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラピア
八戸市江陽二丁目一四の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
八戸ショッピングセンター開発株式会社
八戸市江陽二丁目一四
代表取締役 橋本昭一
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
更正会社株式会社長崎屋 東京都中央区日本橋三丁目七の 一四 管財人 福田國幹	株式会社長崎屋 東京都目黒区青葉台二丁目一九 の〇〇 代表取締役 成沢潤治	(住所変更) 平成三・三・一 (代表者変更) 二〇・五・一
株式会社橋文 八戸市大字長苗代字狐田一四の 三二 代表取締役 橋本昭一	株式会社橋文 八戸市卸センター一丁目九の一 代表取締役 橋本博文	(住所変更) 一五・〇・一 (代表者変更) 二〇・三・一
株式会社キャビン 東京都新宿区西新宿三丁目八の 五 代表取締役 須田次男	株式会社キャビン 東京都千代田区九段北一丁目一 三の五日本地所第一ビル八F 代表取締役 中島徹郎	(住所変更) 二〇・〇・二〇 (代表者変更) 一五・二・二六

株式会社三愛 東京都中央区銀座五丁目七の二 代表取締役 渡辺新平	株式会社三愛 東京都渋谷区代々木四丁目三三 の一〇トーシンビルB一F 代表取締役 和田敬三	(住所変更) 一五・一・二〇 (代表者変更) 二二・四・一
株式会社マエバラ 八戸市大字番町三〇 代表取締役 前原義一	株式会社マエバラ 八戸市大字番町三〇 代表取締役 前原俊彦	二〇・九・一
株式会社モリタ 八戸市大字三日町一四の四 代表取締役 盛田正	株式会社モリタ 八戸市八太郎五丁目二〇の二七 代表取締役 盛田明	(住所変更) 二二・三・九 (代表者変更) 一五・四・一
有限会社道経塾 上北郡下田町字鶉久保三二の一 代表取締役 野坂篤司	有限会社道経塾 上北郡おいらせ町鶉久保三二の一 代表取締役 野坂篤司	一八・三・一
有限会社福紗 岩手県水沢市青の髪三二の三 代表取締役 依田栄司	有限会社福紗 岩手県奥州市水沢区佐倉河東沖 の目一〇六 代表取締役 依田修一	一八・二・二〇
一野辺製パン株式会社 岩手県二戸市一戸町一戸本町三 八 代表取締役 田高健而	一野辺製パン株式会社 岩手県二戸市一戸町一戸本町三 八 代表取締役 一野邊克彦	一七・四・一
有限会社エフ 三戸郡五戸町大字上市川字石吞 四一 代表取締役 佐々木千尋	有限会社エフ 三戸郡五戸町大字上市川字石吞 四一の六 代表取締役 佐々木千尋	一四・二・九
有限会社肉のふじた 八戸市沼館一丁目二の二三 代表取締役 藤田勇	有限会社肉のふじた 八戸市沼館一丁目二の二三 代表取締役 藤田隆幸	一五・六・一
清水嘉夫 八戸市大字六日町一八	清水嘉夫 八戸市大字六日町一〇	一四・六・一
有限会社クオリ 八戸市大字十三日町一 代表取締役 北村理子	有限会社クオリ 八戸市大字十三日町一 代表取締役 檜館理子	二〇・四・一
有限会社フレックスコーポレー ション 青森市第二問屋町一丁目五の一 六 代表取締役 須田文夫	有限会社フレックスコーポレー ション 青森市第二問屋町一丁目五の一 六 代表取締役 加川澄子	一五・七・三

有限会社クロッシエ 八戸市青葉三丁目一〇の一四 代表取締役 畑中弘	一三・八・三
有限会社ピアンカ 八戸市青葉三丁目一〇の一四 代表取締役 畑中弘	一四・六・二〇
株式会社三貴 東京都豊島区東池袋三丁目四の三 代表取締役 木村和巨	一五・八・三五
株式会社東靴店 三戸郡三戸町大字二日町三八 代表取締役 東良平	一四・一〇・三三
株式会社日本一 千葉県野田市目吹一九六五 代表取締役 染谷幸雄	一四・八・三三
柳谷ソノ 八戸市大字湊町字柳町五二	一六・二・二九
株式会社せきのドラッグストア 八戸市大字三日町四 代表取締役 関野勇	一六・六・三〇
工藤メイ子 八戸市大字新井田字出口平四七の九	一四・八・三三
株式会社ハイム 東京都台東区上野七丁目二の二〇 代表取締役 葛生正	一九・八・八
有限会社ヴァアノヴァ 八戸市大字十三日町一 代表取締役 石橋直樹	二〇・三・三三
有限会社清和 八戸市江陽二丁目一四の一 代表取締役 金入忠清	一九・六・二〇
株式会社金入 八戸市江陽二丁目一四の一 代表取締役 金入忠清	一四・八・三五

有限会社鯉川 秋田県仙北郡角館町田上丁四九の三	一六・一・三三
株式会社西町 八戸市柏崎一丁目八の二二 代表取締役 石橋順夫	一四・八・三五
As'me エステール株式会社 東京都新宿区住吉町八の二二 ラザ曙橋	一五・九・二三
株式会社ハニーズ 福島県いわき市鹿島町走熊七本松二七の一 代表取締役 江尻義久	一四・二・三三
株式会社リオチエーン 愛知県名古屋市中区平和一丁目一〇の二〇 代表取締役 横山卓幸	一六・三・五
関野洋史 八戸市江陽二丁目一四の一	一六・七・一
株式会社エド商事 宮城県仙台市若林区卸町二丁目二の一〇	二二・五・一
株式会社イーストボーイ 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目八の三 代表取締役 小林孝是	一五・三・二四
株式会社ホットランド 群馬県桐生市広沢町四の二四三〇 代表取締役 佐瀬守男	一四・六・三二
株式会社丸啓金正堂 青森市安方二丁目一〇の二二 代表取締役 三上修一	一三・一〇・一
カトリア株式会社 秋田県秋田市山王沼田町二の一 代表取締役 長谷川利夫	一四・三・七
株式会社マックハウス 東京都杉並区梅里一丁目七の七 新高円寺ツインビル 代表取締役 舟橋浩司	一五・三・一四

株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一の六 NTT幕張ビル2F 代表取締役 中山章	西塚丈人 八戸市多賀台三丁目一の七	株式会社ラッキー恒産 秋田県秋田市泉中央一丁目二の五 代表取締役 渡邊恒幸	株式会社八戸墓苑 八戸市下長二丁目一七の一九 代表取締役 佐々木博一	株式会社タルマ薬局 宮城県仙台市青葉区木町一七の一五 代表取締役 和田永浩	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一四 代表取締役 矢野博文	株式会社パステル 福島県郡山市島一丁目二八の五 代表取締役 鈴木和彦
一四・二・二六	一六・二・二六	一〇・三・二〇	一八・三・三二	一四・一〇・一八	一四・一〇・二六	一四・一〇・二六

四 届出年月日

平成二十二年二月二十六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十二年三月十五日から同年七月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十二年七月十五日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール下田

上北郡おいらせ町中野平四〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

下田タウン株式会社

上北郡おいらせ町中野平四〇の一

代表取締役 敷中博

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
株式会社ヤマノリテーリングス 東京都渋谷区代々木一丁目三〇の七 代表取締役 山野義友	株式会社ヤマノールディングス 東京都渋谷区代々木一丁目三〇の七 代表取締役 太田功	平成二〇・一
株式会社アイウオーク 東京都台東区上野四丁目五の一 代表取締役 栗原裕	株式会社アイウオーク 東京都杉並区成田東四丁目三九の八 代表取締役 栗原裕	三・八・三
株式会社ブルーグラス 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 代表取締役 木村保		三・九・三
株式会社ニーステップ 東京都中央区新川一丁目二二の一五 代表取締役 岩田愛一郎		三・二・三
株式会社ユナイテッド・フレグランス・オブ・インターナショナル 弘前市大字城東中央三丁目三の三 代表取締役 稲生一彦		三・二・三〇
株式会社コーエイ 青森市大字鶴ヶ坂字田川四八の一 代表取締役 棟方光栄		三・九・三
	株式会社ジーフット 愛知県名古屋千種区今池三丁目四の一〇 代表取締役 服部博幸	三・二・三
	株式会社ルートスリー 八戸市大字河原木字二階堀一・二の六 代表取締役 越後昭彦	三・六・三〇
	株式会社パフォームティックス 弘前市大字大清水一丁目一の三 代表取締役 佐藤泰	三・二・三

四 届出年月日 平成二十二年三月三日	有限会社ブラックワン企画 八戸市大字田面木字赤坂一四の四 代表取締役 佐藤久美子	三・二・三
五 届出書の縦覧 1 場所 青森県商工労働部経営支援課及びおいらせ町役場	株式会社西松屋チエーン 兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一 代表取締役 大村禎史	三・三・元

- 2 期間
平成二十二年三月十五日から同年七月十五日まで
- 3 時間
午前八時三十分から午後五時三十分まで
ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。
- 六 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 1 提出期限
平成二十二年七月十五日
- 2 提出先
青森県商工労働部経営支援課
- 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由
- 4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラピア

八戸市江陽二丁目一四の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

八戸ショッピングセンター開発株式会社

八戸市江陽二丁目一四

代表取締役 橋本昭一

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 日
大規模小売店舗の設置に関する事項	駐車場の位置及び収容台数	一、五二八台 一、二二三台（位置は、届出書添付図面のとおり）	平成 二二・〇・七
大規模小売店舗の施設及び出入口の数及び位置	一八カ所	一五カ所（位置は、届出書添付図面のとおり）	

四 届出年月日

平成二十二年二月二十六日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十二年三月十五日から同年七月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十二年七月十五日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

正

誤

建 築 住 宅 課

平成三〇・三三 第三一〇六号	発行年月日 発行番号
公 告	区 分
四	ペー ジ
上	段
ら後 二ろ か	行
森六 工の 業一 高青 等森 学立 校校青	誤
物青 産の 館四 ア〇 ス青 パ森 ム県 ム観 光	正

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県号

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭